

旅館業に係る規制の見直しの方向性（案）について 市民のみなさまからのご意見を募集します

趣旨

本市では、旅館業の営業許可に関する構造設備の基準等について、名古屋市旅館業法施行条例などに定め、善良な風俗の保持の観点から、市内のすべての施設に対して一律に規制してきたところです。

しかし、旅館業を取り巻く社会状況は時代とともに変化しており、昨今の情報通信技術の発展や利用者のニーズの変化による営業形態の多様化に対し、本市の基準が十分に対応出来ていない状況にあります。

そこで、現在の社会状況に応じた規制のあり方について、有識者懇談会の開催や市民アンケート調査等を実施し検討を重ね、この度、「旅館業に係る規制の見直しの方向性（案）」をとりまとめましたので、みなさまのご意見をお聞かせください。

意見募集期間

令和6年10月21日（月曜日）から令和6年11月19日（火曜日）まで
（郵便の場合は11月19日（火曜日）必着、電子メールまたはファックスの場合は当日送信日時記録有効）

提出方法

別紙「意見提出用紙」に、意見、住所、氏名をご記入のうえ、電子メール、ファックス、郵便または持参により、下記の提出先までご提出ください。

※任意の様式でもご提出いただけますが、「旅館業に係る規制の見直しの方向性（案）」に対するご意見であること、住所、氏名を明記してください。

※電話または来庁による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

※直接お持ちいただく場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時45分から午後5時30分までにお越しください。

※お寄せいただいたご意見につきましては、後日、本市の考え方とあわせて公表する予定です。個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

個人情報の取扱い

- ・意見公表の際は、住所、氏名など個人が特定できるような内容は掲載しません。
- ・住所、氏名などについては、個人情報の保護に関する法律に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理します。

提出先・問い合わせ先

提出先 名古屋市健康福祉局生活衛生部環境業務課分室（市役所本庁舎 1 階）
住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電子メール：a2658@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
ファックス：052-972-4194

問い合わせ先 電話番号：052-972-2658

〔名古屋市公式
ウェブサイト〕



※点字版、音声変換用テキストデータを希望される方はお問い合わせください。

旅館業に係る規制の見直しの方向性（案）

1 構造設備の基準の見直しについて

（１）見直しの基本的な考え方

本市では、昭和 50 年代に生じたいわゆるラブホテルの建築に係る反対運動等を背景に、善良な風俗の保持の観点から、市内のすべての旅館やホテルなどの旅館業の施設に対して一律の基準を設け、他都市よりも厳しく規制をしてきたところです。

しかしながら、情報通信技術の発展や営業形態の多様化が進む中で、過度な規制は、施設の差別化や利便性の向上を図ろうとする事業者の創意工夫を阻むことになり得るため、現在の社会状況に対応できるよう基準を見直します。

一方で、本市における善良な風俗を保持するため、ラブホテル類似施設※に対しては、引き続き指導をしていきます。

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）に定めるラブホテル営業には該当しないものの、類似する構造設備を有し、性的な目的の利用に供される宿泊施設を指します。

（２）見直しの方向性

ア フロント関連

区 分	内 容
現 行 の 規制内容	○自動チェックイン機等の設備による非対面の面接を認めていません。 ○駐車施設からフロントを経由せずに直接個々の客室へ出入りできる位置に施設の出入口を設けることや、ビデオカメラ等を用いて施設の人の出入りを確認するといった非対面のみの運用を認めていません。
見直しの 方 向 性	○情報通信技術の発展等を踏まえ、自動チェックイン機等による非対面の面接や、ビデオカメラ等による人の出入りの確認などを認めることとします。 ○情報通信技術を活用する場合であっても、ビデオカメラ等により人の出入りを常時確認できる等、フロントで直接面接することやフロントを通過する構造と同等となるような措置を講じることを求めます。

イ 客室内の設備

区 分	内 容
現 行 の 規制内容	以下の構造や設備については、性的好奇心をそそるおそれのあるものとして、その設置を一律に認めていません。 ○客室内及び客室外から浴室の内部が見通せるガラス張りの浴室 ○ベッドで横臥している人を映す位置の鏡や回転ベッドのような寝具等
見直しの 方 向 性	○浴室に係る客室内からの見通しの基準は廃止します。 ○ラブホテル類似施設に対しては、性的好奇心をそそるおそれのある鏡、寝具等の設置について、引き続き指導をしていきます。

ウ 外観

区 分	内 容
現 行 の 規制内容	営業形態に関わらず、周囲の環境に調和するものであり、かつ、違和感を与えないものであることとし、以下のような外観を認めていません。 ○城形、船形等の奇異な形状 ○金色等の派手な色調 ○変光・点滅するネオン設備
見直しの 方 向 性	○商業地域については、地域の特性を鑑み、外観の基準を設けないこととします。 ○その他の地域については、周囲の環境に調和することを原則とした上で、城形や船形等の具体的な要件で一律に規制をすることのないよう基準を検討します。

エ 広告物の表示

区 分	内 容
現 行 の 規制内容	以下のような休憩料金等の短時間利用ができる旨を表示した広告物については、性的好奇心をそそるおそれのあるものとして、その設置を一律に認めていません。 ○「2 時間〇〇〇円」等の休憩料金表示 ○テレワーク等の時間貸しの広告表示
見直しの 方 向 性	○性的好奇心をそそるおそれのある広告物の表示内容について整理した上で、ラブホテル類似施設に対しては引き続き指導をしていきます。

2 営業許可申請に係る事前手続きの見直しについて

(1) 見直しの基本的な考え方

本市では、旅館やホテル等の旅館業の施設の建築や営業を開始した後に、周辺地域とのトラブルが生じることを未然に防ぐため、建築主及び営業者の双方について、営業許可申請にあたりあらかじめ周辺地域へ事業の計画を公開すること等の手続き（以下「事前手続き」といいます。）を定めています。

建築主に対する事前手続きについては、いわゆるラブホテルの建築規制を目的としていますが、近年、そのような施設に係る相談は少なく、新規立地に関するトラブル等がないにもかかわらず、すべての施設に対し事前手続きを課している状況であるため、現在の社会状況を鑑み見直します。

一方で、営業開始後の周辺地域とのトラブルを未然に防ぐことは重要であるため、営業者に対する事前手続きは引き続き求めていくこととします。

(2) 見直しの方向性

区 分	内 容
現 行 の 手 続 き	○建築主及び営業者の双方に対し、あらかじめ周辺地域へ事業の計画を公開すること等の手続きを求めています。 ○建築主は商業地域（一部を除く。）以外の地域で建築等をする場合、施設の構造設備や立地場所について、庁内関係部署による調査審議を経て市長の同意を得ることを必要としています。
見直しの 方 向 性	○建築主の手続きは廃止します。 ○営業者は、引き続き周辺地域への事前周知を行うこととします。

旅館業に係る規制の見直しの方向性（案）に対する
意見提出用紙

[illegible]

提出期限 令和 6 年 11 月 19 日（火曜日）

※郵便の場合は必着、電子メールまたはファックスの場合は当日送信日時記録有効

提出先 名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課分室（市役所本庁舎 1 階）

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

電子メール：a2658@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

ファックス：052-972-4194

問い合わせ先 電話番号：052-972-2658